

◆長崎新幹線・鉄道利用促進協議会

# 規約

(名 称)

第1条 本会は、長崎新幹線・鉄道利用促進協議会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、九州新幹線西九州ルート（長崎ルート）（以下「西九州ルート」という。）の早期整備並びに新幹線を活用したまちづくりの推進と県内の鉄道（長崎市内の電気軌道を含む。以下同じ。）の利用促進及びサービスの向上・改善を図り、新幹線と鉄道の相互利活用による県内地域の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、次に掲げる関係機関の代表者及び本会の目的達成に賛同する者をもって構成する。

- (1) 県、関係沿線及び近接市町の代表者
- (2) 県、関係沿線及び近接市町の議会の代表者
- (3) 県産業経済団体及び関係市町経済団体代表者
- (4) 交通事業者
- (5) 企業・県民

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 西九州ルートの早期整備を推進するための県民各界を挙げての推進運動の展開
- (2) 西九州ルートの早期整備のため設けられた地域別建設期成会の指導及び連絡調整
- (3) 西九州ルートの早期整備のための関係県並びに県外諸団体との積極的連携と協力
- (4) 西九州ルートの早期整備に関する調査、研究及び広報活動
- (5) 国会、政府機関、九州旅客鉄道㈱、鉄道・運輸機構、その他関係機関に対する要望
- (6) 新幹線開業効果を波及・拡大させるための官民一体となった取組の推進
- (7) 新幹線を活用したまちづくりのための関係自治体並びに諸団体との積極的連携と協力
- (8) 県内鉄道網の電化複線化等輸送力の増強並びに整備の促進に関すること。
- (9) 列車運行等輸送サービスの改善についての調査研究並びに推進に関すること。
- (10) 新駅の設置についての調査研究並びに推進に関すること。
- (11) その他目的達成に必要な事項

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副 会 長 若干名
- 理 事 若干名
- 監 事 若干名

- 2 会長及び副会長は、理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、総会において選出する。
- 4 役員の任期は、2年とし再任を妨げない。
- 5 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 役員は、辞任した場合又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでの間、前任者がその職務を行わなければならない。

(相談役及び顧問)

第6条 相談役及び顧問は、総会に諮り、会長が委嘱する。

(役員の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し本会の運営にあたる。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(会議)

第8条 会議は、総会及び理事会とする。

- 2 本会に部会を置くことができる。

(構成)

第9条 総会は、第3条に掲げる者をもって構成する。

- 2 理事会は、理事をもって構成する。
- 3 部会は、会長が必要の都度任命した者をもって構成する。

(権能)

第10条 総会は、会の重要な事項を審議決定する。

- 2 理事会は、総会の決定した重要事項の執行及び総会の議決を要しない会務を行う。
- 3 部会は、専門的な事項を調査審議し、理事会に報告する。

(会議の招集)

第11条 総会、理事会及び部会は必要の都度、会長が招集する。

(定足数)

第12条 総会は会員の過半数の出席がなければ、開催することができない。また、理事会は、構成員の過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議決)

第13条 総会及び理事会の議事は、出席者の過半数をもって可決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第14条 本会に幹事を置き、理事会に付議すべき事項等、本会の重要業務について、企画・立案にあたるものとする。

- 2 幹事は、会長が委嘱する者をもって充てる。

(事務局)

第15条 事務局は、長崎県企画振興部新幹線・総合交通対策課に置く。

- 2 事務局に次の職員を置くことができる。

(1) 事務局長

(2) 書記

- 3 事務局職員は、会長が任命する。

- 4 事務局に関する規程は、別に定める。

(会計)

第16条 本会の経費は、加盟県市町等の補助金、分担金及び会費並びに寄付金等をもって財源とする。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(解散)

第17条 本会は、その目的が達成されたときに、総会の議決を経て、解散する。

- 2 解散時に剩余金が生じたときは、総会の議決を経て、地方公共団体又は公益性の高い団体に寄付するものとする。

- 3 解散時に欠損金が生じたときは、総会で協議のうえ、これを処理する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会に諮って会長が定める。

(附則)

この規約は、平成25年6月10日から施行する。

この規約は、令和元年6月3日から施行する。